

荒川区不登校支援ガイドライン

【 保護者向け 】



令和6年3月

荒川区教育委員会

○はじめに

令和4年度の国立、公立、私立の小・中学校における不登校の児童生徒は、約29万9千人となり、過去最多となりました。また、学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4千人と高水準で推移しており生徒指導上の喫緊の課題となっています。荒川区においても全ての子どもが将来への希望をもち、その可能性を伸ばしていけるようにすることが大切です。特に、不登校の児童生徒には、学校・家庭・地域の大人たちが協働し、一人ひとりに応じた適切な支援を行っていくことが求められています。

本ガイドラインは、不登校の児童生徒に関わる教職員や保護者等が、支援の在り方についての理解を深め、連携できるようにすることを目的に作成しました。

○基本的な考え方

(1) 不登校の定義

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と文部科学省の調査では示されています。

(2) 不登校児童生徒に対する支援の基本的な姿勢

不登校とは、多様な要因・背景によって、児童生徒が「結果として不登校状態になっている」ということであり、その行為を「問題行動」と判断してはなりません。不登校は、その要因や背景が多様・複雑であることから、教育の観点だけで捉えて対応することが難しい場合がありますが、一方で、児童生徒に対して教育が果たす役割が大きいことから、学校や教育関係者が一層充実した指導や家庭への働き掛け等を行うことが必要です。

学校・家庭・社会が共感的理解と受容の姿勢をもち、不登校の児童生徒に寄り添うことで、児童生徒の自己肯定感を高めることが重要です。また、周囲の大人との信頼関係を構築する過程が児童生徒の社会性や人間性を伸ばさせ、結果として児童生徒の社会的自立につながることを期待されます。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けることができるよう、学校における環境の整備が図られるようにするとともに、個々の不登校の児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが重要です。

(3) 「未然防止」や「早期支援」の重要性

児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもつことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスクも存在します。そのため、新たな不登校を生まないよう、多くの児童生徒が学校(学年・学級)を魅力ある場所と感じられるようにする「未然防止」の取組を進めることが必要です。また、児童生徒が支援を求めているにもかかわらず、適切な支援が行われないうちに、不登校が長期化することも考えられます。不登校の予兆への対応を含めた早期の段階から組

織的・計画的な支援が必要です。

目 次

P 1 はじめに

P 2 目次

第 1 章 不登校児童生徒への支援メニュー 保護者向け

P 3 登校サポートルーム

P 4 学校からの授業配信（オンライン授業）等

P 7 適応指導教室「みらい」

P 9 フリースクール

P 10 フリースペース

第 2 章 出席の取扱いについて 保護者向け

P 11 登校サポートルーム

P 11 学校からの授業配信（オンライン授業）等

P 11 適応指導教室「みらい」

P 11 フリースクール・フリースペース等

P 13 出席の取扱いに関する Q & A

第 3 章 保護者の皆さんへ 保護者向け

P 14 お子さんが学校に行きたくないと言ったら

P 15 相談窓口一覧

第1章 不登校児童生徒への支援メニュー

登校サポートルーム



(1) 対象

登校は可能だが何らかの理由で自身の教室で授業を受けることが難しい児童生徒

(2) 概要

学校内の対象児童生徒の教室以外の場所（空き教室・保健室等）にて、学習等の教育活動を行います。

(3) 申請方法

- ① 当該の児童生徒本人または保護者より、学校教職員（管理職、学級担任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）に別室登校を希望することを伝えます。
- ② 校長が入室を認めます。

(4) 学習内容

- ① 在籍学級の授業をオンラインで受講します。
- ② 学級担任や支援員等と相談の上、読書や学習ドリル等の自習を行います。

(5) その他

- ① 不登校の状態から学校に復帰するにあたり、学校に慣れるために使用することも可能です。
- ② 登校サポートルームへの参加は、出席となります。
- ③ 希望があれば、登校サポートルームでの給食喫食も可能です。
- ④ その他、詳細につきましては、各学校にお問い合わせください。

学校からの授業配信（オンライン授業）等

(1) 対象

不登校児童生徒及び不登校傾向(欠席日数が合計して7日程度)にある児童生徒
※病気やケガによる欠席や感染症による出席停止等を除く。

(2) 概要

学校とのつながりを維持し、不登校の予防や復帰、早期支援を行うため、文部科学省が示す要件を考慮しつつ、本区での指針のもと自宅にて在籍学校から配信された授業や学級担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と面談を行います。一定の条件を満たした場合は「出席扱い」とします。

(3) 申請方法

- ① 当該の児童生徒本人または保護者より、学校教職員（管理職、学級担任、生活指導主任、養護教諭、教育相談担当教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）に自宅での学校からの授業配信（オンライン授業）等を希望することを伝えます。
- ② 校長が学校からの授業配信（オンライン授業）等への参加を許可します。

(4) 学校からの授業配信（オンライン授業）等の内容

- ① 在籍学級から配信された授業をオンラインで受講します。
※教科や単元によって配信できない場合もあります。
- ② オンラインを活用して学級担任や教員等と面談を行い、学習状況や生活状況を把握し、今後の共通理解を図ります。

(5) その他

- ① 学校からの授業配信（オンライン授業）等をはじめ際には、事前に学校と打ち合わせを行ってください。
- ② 出席扱いとするためには、原則、双方向での顔出しまたは、チャット等の会話により本人確認を行ってください。
- ③ 学校からの授業配信（オンライン授業）等が実施できた場合は、出席簿等に「オンラインによる出席扱い」と記載して記録してください。
- ④ その他詳細は、10 ページの『不登校児童生徒等が自宅において「ICT等を活用した活動」を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについての指針』を参照してください。

荒川区

不登校児童生徒等が自宅において「ICT等を活用した活動」を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについての指針

○自宅での学習活動等も出席扱いにできる場合があります。

荒川区では、不登校児童生徒及び不登校傾向にある児童生徒の学校復帰、不登校傾向の児童生徒が学校とのつながりを持ち続けていけるよう支援しています。

その一環として、以下に示す「ICT等を活用した活動」を行った場合は、指導要録上「出席扱い」を認めていくため、本指針を策定しました。

1 対象となる児童生徒

不登校児童生徒及び不登校傾向(欠席日数が合計して7日程度)にある児童生徒。

2 出席扱いできる活動等

以下に示す、(1)から(2)の活動を行った場合には校長の判断により、指導要録上出席の取扱いとすることができます。

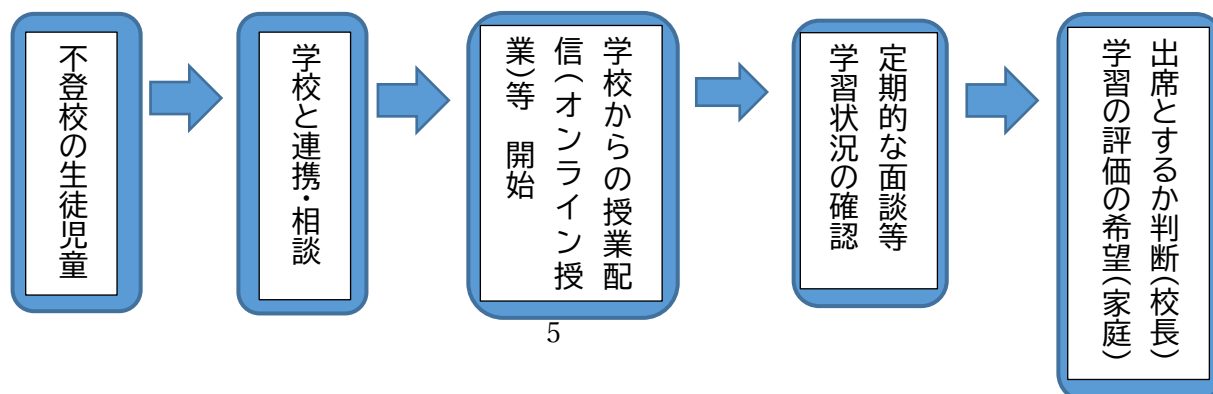
- (1) 学校が配信する学校からの授業配信(オンライン授業)等に参加できた場合
※原則、双方向での顔出しやチャット等の会話により本人確認が必要になります。
- (2) 本人と教員等とのオンラインで面談にて、学習状況や生活状況等を確認することができた場合
※上記の活動の状況を踏まえ、校長が総合的に判断します。



3 出席扱い等の要件・学習についての留意点

- (1) 保護者の方は、学校との間に十分な連携・協力し情報共有をしてください。
- (2) 学校が提供するICT等を活用した学習活動を自宅で行ってください。
- (3) 本人の状況を考えながら、不登校改善に計画的に進めてください。
- (4) 学校からの授業配信(オンライン授業)等に参加できた場合には、「参加記録簿」に記入して学校に提出してください。

なお、活動の詳細等につきましては、ご本人の状況を踏まえ、まずは学校に相談してください。



学校からの授業配信等参加記録簿(例)

荒川区立	学校	○年○組名前△△
------	----	----------

【○月】

※活動した日に記録をつけましょう。(保護者の方が記入しても構いません)

活動、学習日	内容	担任等確認	学校長確認
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○/○	授業配信・オンライン面談 その他()		
○月 授業配信・オ ンライン面談 参加合計日数			
【○月】の成果と反省			
【○月】の目標			
保護者より			

適応指導教室「みらい」

(1) 対象

- ① 何らかの理由で、在籍校に登校することが難しい児童生徒のうち、学校環境に似た環境で、小集団を中心とした教育活動を行うことを希望する児童生徒
- ② 在籍校の校長が必要と認め、かつ、本人及び保護者が適応指導教室への通室を希望する児童生徒
- ③ 荒川区在住または、荒川区立小・中学校に在籍する児童生徒
※ 私立小・中学校に在籍の児童生徒も、荒川区在住であれば利用可能です。

(2) 概要

- ① 教育センター内にある適応指導教室「みらい」にて、学校環境に似た環境で、小集団での学習等を進めます。
- ② 退職教員等を中心に、教員免許保持者が学習の支援にあたります。
- ③ 学校復帰や児童生徒の将来の社会的自立を目的としつつ、居場所としての機能もあわせもちます。
- ④ 適応指導教室「みらい」に登校した場合は、「出席扱い」となります。

(3) 申請方法

入室までの流れ

保護者・児童生徒



- ① 保護者は学校（管理職・学級担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）に、入室の意思を伝える。
- ② 保護者は学校に、見学・面接等の希望日も併せて伝える。

学 校



- ① 校長が該当の児童生徒に対して通室を許可する。
- ② 校長は適応指導教室長に当該の児童生徒の入室希望の意思を伝える。
- ③ 校長は適応指導教室長に当該児童生徒及び保護者の見学・面接希望日を伝える。

適応指導教室



- ① 適応指導教室長は保護者の希望を基に、見学日・面接日を決定する。
- ② 適応指導教室長は、校長に見学日・面接日を伝える。

学 校



- ① 学校（管理職・学級担任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）は、保護者に見学日・面接日を伝える。

保護者・児童生徒



- ① 保護者・児童生徒は適応指導教室「みらい」に出向き見学・面接を実施する。
- ② 保護者・児童生徒は改めて入室の意思を適応指導教室長に伝える。

適応指導教室「みらい」

- ① 適応指導教室長は入室を認める
- ② 適応指導教室長は、保護者・児童生徒と相談の上、入室日を決定する。
※ 本人が最初に通室した日が、「みらい」受入日（入室日）となります。

※ 学校に入室の意思を伝える前に見学を希望する場合、また、学校に直接相談しづらい事情がある場合は、教育センターに直接お問い合わせください。【03(3802)5720】

(4) 学習内容

- ① 国語、社会、算数・数学、理科、英語を中心に、基礎的・基本的な知識や技能の習得を、独自の時間割にそって学習します。
- ② 必要に応じて小テストを行い、基礎・基本の学力を身に付けることを目指します。
- ③ 小集団による一斉学習を基本とするが、状況により、学年別指導や個別指導を行います。
- ④ 集団で行うビーチボールを中心として、毎日運動も行い、体力の向上とよりよい人間関係の構築を目指します。
- ⑤ 夏季休業中に学習教室を行い、夏休みの課題等に取り組みます。

(5) V L P（バーチャル ラーニング プラットフォーム）の運用

- ① 令和6年度より一定の条件の元でV L P（バーチャル ラーニング プラットフォーム）の運用を開始します。
- ② オンライン上で繋がり、居場所としての機能をもち合わせます。

(6) その他

- ① 通室期間は、始業式から修了式までとし、中学3年生、小学6年生は、卒業式前日までとなります。
- ② 月曜日から金曜日まで開室しており、土・日曜日、祝日等は閉室となります。児童生徒の状況に応じて、出席日を柔軟に選べます。
(<例>月・水・金曜日は「みらい」に、火・木曜日は在籍校に通う等といった対応も可能です。)
- ③ 入室は年度限りです。年度末には全員が「みらい」退室となり、在籍校に復帰します。継続を希望する場合は、改めて面接を行う必要があります。
- ④ 不登校の状態から学校に復帰するに当たり、学校に慣れるために使用することも可能です。
- ⑤ 午前、午後を通しての通室の場合は、お弁当の持参が必要となります。
- ⑥ 小学校第4学年以下の児童については、保護者または保護者に代わる方による登下校の付き添いが必要となります。
- ⑦ 適応指導教室「みらい」は、在籍校での「出席扱い」とします。
- ⑧ 詳細につきましては、各学校にお問い合わせください。

フリースクール

(1) 対象

各フリースクールの要綱に基づきますが、一般に何らかの理由で在籍校に登校が難しい児童生徒

(2) 概要

一般に、不登校の児童生徒に対して、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設を指します。

(3) 申請方法

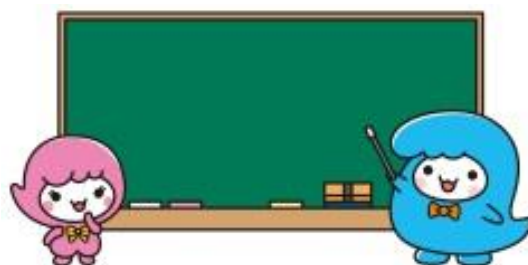
各フリースクールによって異なります。ご希望のフリースクールにお問い合わせください。

(4) 学習内容

各フリースクールによって異なりますが、学習指導要領に基づいた学校で学習する内容の補習を行ったり、フリースクール独自のカリキュラムに基づいた学習を行ったりしています。オンラインを活用した学習を行うフリースクールも増えていきます。

(5) その他

- ① フリースクールに登校するにあたり、その授業料相当分に係る費用について、一定の要件を満たすことを条件に補助金が受けられる制度を新たに創設します。詳細につきましては、教育センター【03 (3802) 5720】にお問い合わせください。
- ② フリースクールの出席の取扱いについては、一定の要件のもと、在籍校での「出席扱い」とします。詳細につきましては、16 ページをご覧ください。



フリースペース

(1) 対象

各フリースペースの要綱に基づきますが、一般に何らかの理由で在籍校に登校が難しい児童生徒

(2) 概要

一般に、不登校の児童生徒に対して、居場所を提供することを主たる目的とし、学習活動、教育相談、体験活動、食事提供などの活動を行っている民間の施設となります。

(3) 申請方法

各フリースペースによって異なります。ご希望のフリースペースにお問い合わせください。

(4) 学習内容

各フリースペースによって異なりますが、居場所の提供を主としているため、学習活動を必須としていないフリースペースも多くあります。個別にスタッフが対応してくれるフリースペースもあります。

(5) その他

- ① フリースペースに通うにあたり、その授業料相当分に係る費用について、一定の要件を満たすことを条件に補助金が受けられる制度を新たに創設します。詳細につきましては、教育センター【03（3802）5720】にお問い合わせください。
- ② フリースペースの出席の取扱いについては、一定の要件のもと、在籍校での「出席扱い」とします。詳細につきましては、各学校にお問い合わせください。
- ③ 荒川区教育委員会では、あらかわ子ども応援ネットワークと連携し、児童生徒の支援にあたっています。詳細につきましては、21 ページをご覧ください。

【お問合せ】

荒川区社会福祉協議会

荒川区ボランティアセンター

電話： 03（3802）3338

メールアドレス：vorase@ajrakawa-shakyo.or.jp

〒116-0003 東京都荒川区南千住1-13-20

あらかわ子ども応援ネットワーク

<http://www.kodomo-network.com/>



保護者向け

第2章 出席の取扱いについて

各支援の出席の取扱いは以下のとおりとします。

登校サポートルーム

児童生徒が在籍校へ登校した場合は「出席」とします。



学校からの授業配信（オンライン授業）等

学校からの授業配信（オンライン授業）等については、学校が保護者と協議を行い、できる限りの授業配信（オンライン授業）を行います。その上で配信した授業等に参加できた場合には「出席扱い」と認めます。この場合、オンライン中に本人の顔出し等や1時間中の参加確認等は、必ず「本人確認」を行ってください。本人確認の方法については、原則、双方向での顔出しまたは、チャット等の会話を行うことが必要です。

さらに、「参加記録簿」等を参考にして保護者から参加記録表の提出を求めるなど出席確認を確実に行ってください。

適応指導教室「みらい」

児童生徒が適応指導教室「みらい」に登校できた場合は「出席扱い」とします。

フリースクール・フリースペース

フリースクール・フリースペースへの登校については、本人の「社会的な自立」を支援する方針から、学習内容については幅広く取扱っています。そのため、学習している姿が望ましい姿ですが、しかし、読書活動やゲームなどを行っている場合においても、「社会的な自立」に寄与する活動と認められれば「出席扱い」と判断します。

<フリースクール・フリースペース等の「出席扱い」の可否の判断の流れ>

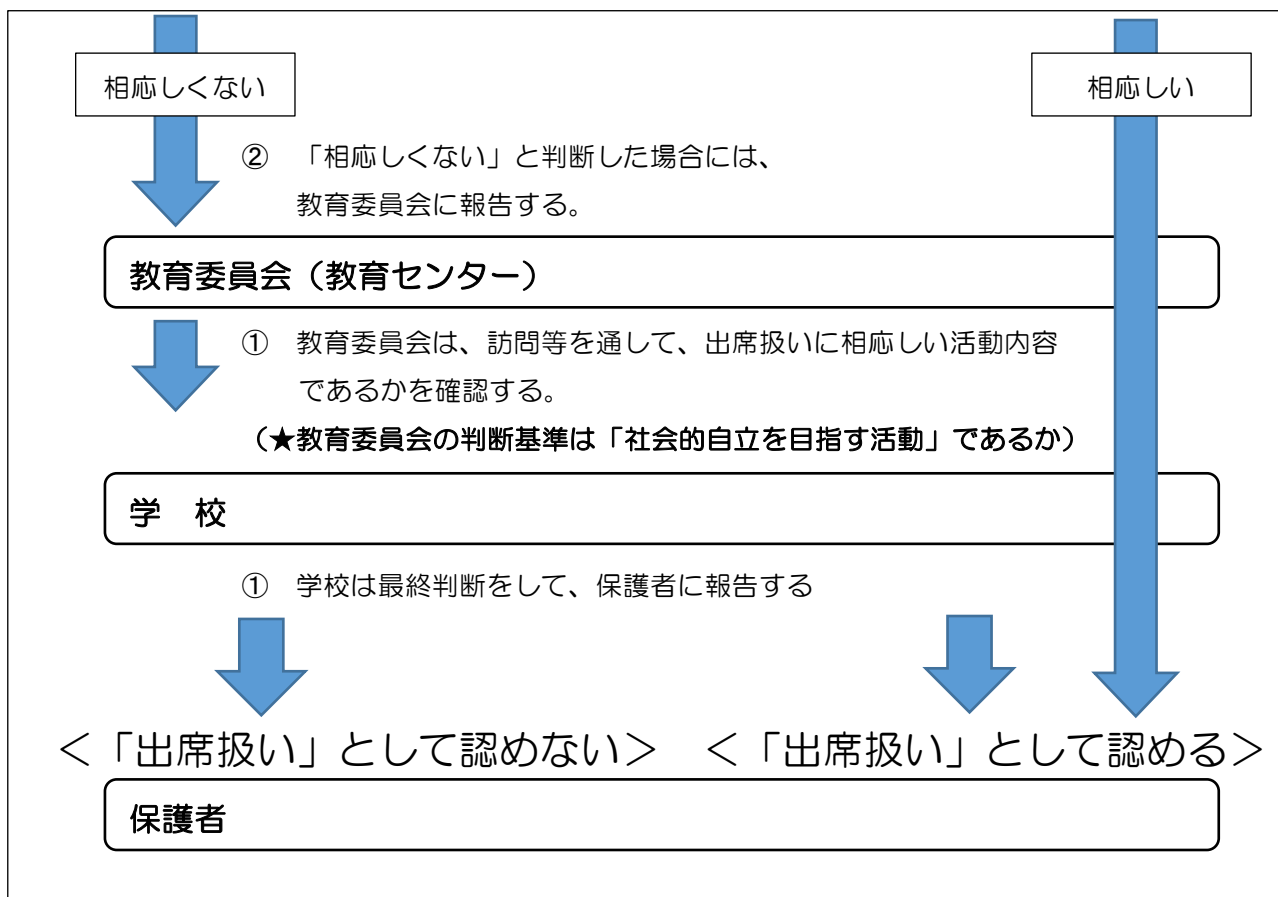
保護者・児童生徒



- ① フリースクール等の通学・通室を希望する。
- ② フリースクール等と手続きを行い、学校に通学・通室する旨を報告する。

学 校（校長）

- ① 校長は、訪問等を通して、「出席扱い」に相応しい活動内容であるかを確認する。



★ 校長は、学校からの授業配信（オンライン授業）等の指導に当たっている学級担任や担当者から定期的な報告を受けたり、フリースクール・フリースペース等への登校について学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会等を開催したりして、その状況を十分に把握していることが必要です。そうした状況を踏まえ、校長が、本人の社会的な自立を支援する方針を鑑み、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断することとします。

【指導要録における出欠の表記について】

不登校児童生徒支援メニュー	出席取扱い	指導要録出席の記録	備考欄への記載
登校サポートルーム	出席	出席日数として表記	
適応指導教室「みらい」	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い：適応指導教室みらい通室 57 日
学校からの授業配信（オンライン授業）等	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い：自宅における ICT 等による学習 11 日
フリースクール等への通所	出席扱い	出席日数として表記	出席扱い：民間施設〇〇における通所 46 日

【出席の取扱いに関するQ&A】

○ 学校が配信する授業等について

Q1 「学校が配信する授業等に参加が確認できた」の時間的な条件はありますか。

A1 本人の状況に合わせて、短時間の参加でも「出席扱い」とします。

Q2 オンライン中に本人の顔出し等や1時間中の参加確認等は必要ですか。

A2 出席扱いとするためには、原則、双方向での顔出しまたは、チャット等の会話により本人確認を行うことが必要です。また、参加記録簿等を参考に、本人、保護者と学校間で「学校が配信する授業等」の参加状況を確認します。

Q3 「本人とオンラインで面談を行うことができた」とはどのような場面を想定していますか？

A3 本人とのつながりを維持するため短時間のオンライン面談にて、生活状況や今後の学習計画を児童生徒と教職員が一緒に考えること等を想定しています。

Q4 「出席の取扱いには、上記の活動や要件について校長が総合的に判断する。」とはどういうことですか？

A4 校長は、対面指導に当たっている学級担任や担当者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を開催したりして、その状況を十分に把握していることが必要です。そうした状況を踏まえ、校長が、本人の社会的な自立を支援する方針を鑑み、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断することとしています。

○ フリースクール・フリースペース等について

Q1 フリースクール・フリースペース等への登校についての施設的な条件はありますか？

A1 民間施設のフリースクールについては、指導内容・方法、相談手法及び相談・指導体制が整備されていることを想定しています。

Q2 読書活動やゲーム等の活動であっても「出席扱い」としますか。

A2 フリースクール・フリースペース等は、本人の「社会的な自立」を支援する方針から、学習内容については幅広く取扱っています。そのため、学習している姿が望ましい姿ですが、しかし、読書活動やゲーム等を行っている場合においても、他者との関わりを学ぶことを目的としていたり、児童生徒の状況に応じて現在は「通う」ことに意味があると認められたりする場合は、「社会的自立」が認めることができれば「出席扱い」と判断します。

第3章 保護者の皆さんへ

お子さんが学校に行きたくないと言ったら

お子さんが学校に行きたくないと訴えたときに、どうしてそう思うようになったのか、何か学校であったのかと不安になったり、お子さんに様々な願いや期待を抱いて一生懸命育ててきただけに、子育てに自信をなくしてしまったりすることもあるかもしれません。しかし、お子さんも必死になっているにもかかわらず思うようにいかず、自分や周囲に対する苛立ちにさいなまれながら、何をどうしたらいいか分からず苦しんでいます。学校に行かないことによって、お子さんのストレスが軽減され精神的に安定することもあるかもしれません。

まずは、保護者が焦らず、本人に寄り添い、必要な支援を考えていくことです。一人で悩まず、家族そして学校や相談機関に相談してみましょ。家庭の様子や学校での様子を共有し、お子さんにとってどのような支援が適切なのか一緒に考えてもらいましょう。自分の思いを聴いてもらえると、何だか心が軽くなって自然と落ち着いたりします。

学級担任や学年主任、養護教諭等の相談しやすい学校関係者への相談が第一歩です。

< SOS の例 >

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 遅刻、早退が増えた | <input type="checkbox"/> 登校をためらっている |
| <input type="checkbox"/> 休み明けに欠席が多い | <input type="checkbox"/> 表情が暗い |
| <input type="checkbox"/> 学校の話をしていない | <input type="checkbox"/> 一人であることが増えた |



(1) 学校では・・・

- ・誰一人取り残さないよう、学級担任や学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（S C）やスクールソーシャルワーカー（S S W）等がチーム学校として、子どもたち一人ひとりに徹底的に寄り添いながら支援します。
- ・お子さん、保護者と連携しながら家庭訪問など必要な支援を行います。
- ・多様な学びの選択肢の一つである別室登校や学校からの授業配信（オンライン授業）等で学びの支援を行います。

(2) 教育センターでは・・・

- ・教育相談室にて、電話相談や来所相談を行い、保護者の不安を和らげるようカウンセラーが対応します。
- ・適応指導教室「みらい」にて、子どもたち一人ひとりに合わせた個別学習を行っており、授業日であればいつでも見学が可能です。
- ・あらかじめ子ども応援ネットワークと情報共有を行いながら互いに連携した支援を行っています。
- ・令和6年度に適応指導教室「みらい」に登録している子どもたちの中で、通室が困難な場合において、インターネット上の仮想空間に登校できる仕組みをつくります。
- ・令和6年度より、保護者どうしが不安や悩みを共有できる保護者の会を開催予定です。
- ・令和6年度より登校サポートルーム（別室登校）の支援員を各校に配置するとともに、登校時のアウトリーチ支援及び相談を実施する予定です。また、お子さんに合った支援がなされても、何かが変わるまでには、時間がかかることもあります。お子さんの不安の軽減を第一に考えましょう。

相談先・支援機関など



○荒川区教育相談室

教育に関する様々な相談を受け付けています。お気軽にお電話ください。

受付時間：月～金曜日

午前9時～午後17時（祝、休日、年末年始を除く）

電話：03-3801-4338

○スクールカウンセラー（SC）

区立小・中学校全校に配置された区スクールカウンセラーと都スクールカウンセラーが、学校の相談スペース等で子どもたちや保護者の方からの相談に応じています。利用可能な日時は各学校にご確認ください。

子どもたちの心のケアやストレスの対処法などを相談できる心理の専門家です。子どもたちはもちろんのこと、保護者も相談ができます。区立幼稚園、小中学校に巡回相談を行っています。

主な資格等	臨床心理士、公認心理師等
手法	カウンセリング（心のケア）
主な業務内容	①児童生徒へのカウンセリング ②教職員及び保護者に対する助言・援助 ③児童生徒についてのアセスメント ④校内研修、教育プログラムの実施 ⑤その他、各学校の教育相談において必要と認められるもの

○スクールソーシャルワーカー（SSW）

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、子どもたちが置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、課題を抱える子どもたちに支援を行います。利用可能な日時は各学校にご確認ください。

子どもたちやその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につなぐ福祉の専門家です。区立中学校に配置し、近隣の小学校を巡回しています。

主な資格等	社会福祉士、精神保健福祉士等
手法	ソーシャルワーク（置かれた環境への働きかけ）
主な業務内容	①児童生徒が置かれた環境への働きかけ ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

○適応指導教室「みらい」

学校を休みがち、あるいは学校に行けない子どもたちのうち、小集団での指導が適切と思われる子どもたちに、将来の社会的自立や在籍校への復帰を目的に学習やスポーツ等の活動の場を提供しています。利用希望の方は各学校にご相談ください。

その他 子育て全般に関する相談機関

○子ども家庭総合センター

荒川区子ども家庭総合センターは、子育てに関するあらゆる相談に対応する専門の相談機関です。子育てのことで悩んだり、身近に心配な子どもがいたりしたら、ご相談ください。

受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

電話：03-3802-3765

○若者相談「わっか」

荒川区若者相談「わっか」は、様々な悩みや不安を抱える若者が気軽に話せる相談先です。相談員が若者一人ひとりの悩みを伺い、適切な支援機関につなぐお手伝いをします。どんなことでもかまいません。お気軽にご相談ください。

受付時間：月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～午後5時

電話相談：0120-101-911（フリーダイヤル）

メール相談：wakka@ml.city.arakawa.tokyo.jp

LINEを活用したチャット相談：

URL：<https://lin.ee/rVRwHTB>

※令和6年4月以降、受付時間等が変更となる場合があります。



○あらかわ子ども応援ネットワーク

荒川区では子どもをサポートする活動が手をつなぎ、「あらかわ子ども応援ネットワーク」をつくっています。

子どもだけでなく、地域の多世代が集まり一緒に食事をしたり、学習をサポートしたり、不登校の子どもたちをサポートしたり、シングルママ、シングルパパたちの応援をしたりと活動が広がっています。

URL：<http://www.kodomo-network.com/>

